

平成31年2月4日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊上富良野駐屯地
第344会計隊長 小西 裕道

次のとおり一般競争入札を行う

1 競争に付する事項

(1) 件名・規格・数量等

- ア 陸上自衛隊上富良野駐屯地で使用する電気
規 格：仕様書のとおり
契 約 電 力：1, 130KW
予定電力使用量：4, 295, 385KWh
需 要 場 所：陸上自衛隊上富良野駐屯地（空知郡上富良野町南町4丁目）
- イ 陸上自衛隊上富良野多田分屯地で使用する電気
規 格：仕様書のとおり
契 約 電 力：151KW
予定電力使用量：499, 656KWh
需 要 場 所：陸上自衛隊上富良野多田分屯地（空知郡上富良野町）
- ウ 陸上自衛隊上富良野演習場廠舎で使用する電気
規 格：仕様書のとおり
契 約 電 力：110KW
予定電力使用量：297, 561KWh
需 要 場 所：陸上自衛隊上富良野演習場廠舎（空知郡上富良野町）
- エ 陸上自衛隊落合岳無線中継所で使用する電気
規 格：仕様書のとおり
契 約 電 力：12KW
予定電力使用量：44, 044KWh
需 要 場 所：陸上自衛隊落合岳無線中継所（空知郡南富良野町落合岳）
- オ 陸上自衛隊石山台無線中継所で使用する電気
規 格：仕様書のとおり
契 約 電 力：10KW
予定電力使用量：37, 564KWh
需 要 場 所：陸上自衛隊石山台無線中継所（空知郡上富良野町）
- カ 陸上自衛隊上富良野地域事務所で使用する電気
規 格：仕様書のとおり
契 約 電 力：50アンペア
予定電力使用量：8, 061KWh
需 要 場 所：陸上自衛隊上富良野地域事務所
（空知郡上富良野町栄町2丁目1507番地1）

(2) 需要期間：平成31年4月1日（月）～平成32年3月31日（火）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者で

あること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 第1項第1号アについては、平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の全省庁統一資格審査申請において「物品の販売」の「A」以上で北海道地域の資格を有する者。
第1項第1号イ及びウについては、平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の全省庁統一資格審査申請において「物品の販売」の「C」以上で北海道地域の資格を有する者。
第1項第1号エ、オ及びカについては、平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の全省庁統一資格審査申請において「物品の販売」の「D」以上で北海道地域の資格を有する者。
ただし、平成31・32・33年度の全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (6) 一般電気事業者として許可を得ている者又は特定規模電気事業者としての届出を行っている者。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2「競争参加資格確認書類」及び別紙第3「適合証明書」を平成31年2月14日（木）16時までに郵送又は持参で提出し、入札適合条件を満たすこと。ただし、契約電力50KW未満に該当する第1項第1号エ、オ及びカについては除く。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊上富良野駐屯地第344会計隊 契約班

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 陸上自衛隊上富良野駐屯地 本部隊舎2階 第344会計隊入札室
- (2) 日時 平成31年2月15日（金）1330

5 入札説明会の場所及び日時

実施しない。（ただし、積算等のため現場の確認が必要な場合、調整の上確認することができる。）

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金
免除（ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金
免除（ただし、落札者が契約を履行しない場合は、落札価格の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札者は平成31年4月1日、遅滞なく契約書を作成する。

9 落札決定方式

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、仕様書で提示する月ごとの予定契約電力量及び予定使用電力量に基づき算出した各月の年間総価を入札金額とすること。なお、単価は小数点第2位まで記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく割賦金は考慮しないこととする。
- (3) 落札の決定は第1項第1号の各項目ごととし、それぞれの総価が当隊所定の予定価格の範囲内で最低金額を持って入札した者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は、平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を証明できるものを提出すること。（FAX可）
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 郵便による入札は可能とする。「〇〇で使用する電気入札書在中」と明記し、封筒に入れ送付し、入札担当者へ電話にて到達の確認を行うこと。また、電報・電話・FAX等による入札は認めない。郵便による入札の場合、平成31年2月14日（木）17時まで必着とする。時間に遅れた入札書は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加できる。
- (5) 再度の入札があった場合は、平成31年2月20日（水）13時30分より第344会計隊入札室において執行する。その際の郵便による入札は、平成31年2月19日（火）17時まで必着とする。
- (6) 入札者は次の文章を入札書に記載し、暴力団排除に関する誓約をするものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
- (7) 入札参加希望者（第1項第1号エ、オ及びカを除く）は、平成31年2月14日（木）16時までに、別紙第2「競争参加資格確認書類」、別紙第3「適合証明書」及びその内

容を証明する書類を提出し、入札参加条件の適合について確認を受けること。ただし、契約電力50KW未満に該当する第1項第1号エ、オ及びカについては除く。

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊上富良野駐屯地 第344会計隊 契約班（担当：遠藤）

TEL 0167-45-3101 内線：2340 FAX：2660

(9) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊上富良野駐屯地 業務隊 管理科（担当：高山）

TEL 0167-45-3101 内線：2379 FAX：2635

11 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：旭川、上富良野各駐屯地会計隊、旭川商工会議所、富良野商工会議所、上富良野商工会、中富良野商工会、

北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

- (2) 掲示期間：平成31年2月4日（月）～平成31年2月20日（水）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

平成 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊上富良野駐屯地

第344会計隊長 小 西 裕 道 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

「〇〇で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 電気事業法第2条の2の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- 2 別紙第3に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付）

(担当者)

所属部署：

氏 名：

電話番号：

FAX 番号：

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 平成28年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	平成２８年度１ｋＷｈ当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2／kWh)		
②	平成２８年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成２８年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組みの有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ⑤ の合計点数	
-------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、付紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（または、参入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

上記例は、把握できる最新の状況が平成28年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成28年度の未利用エネルギー活用状況、③平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得 点
① 平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.500未満	70
	0.500以上 0.525未満	65
	0.525以上 0.550未満	60
	0.550以上 0.575未満	55
	0.575以上 0.600未満	50
	0.600以上 0.625未満	45
	0.625以上 0.650未満	40
	0.650以上 0.675未満	35
	0.675以上 0.700未満	30
	0.700以上 0.725未満	25
	0.725以上	20
② 平成28年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%以上 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡 予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属紙「各用語の定義」参照

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第344会計隊長に変更することという。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を平成31年2月14日（木）16時までに提出すること。

付紙「競争参加資格確認書類」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するように努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているのか確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

4 その他

上記及び属紙における「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が平成28年度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成28年度の二酸化炭素排出係数
② 平成28年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成28年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。 平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を平成28年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{平成28年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{平成28年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。但し、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。 (1) 工場等の廃熱又は排圧 (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） (3) 高炉ガス又は副生ガス 3 平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。 4 平成28年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

③ 平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は、以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ ① 平成28年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) ② 平成28年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。) ③ 平成28年度の供給電力量 (需要端 (kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、F I T法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 平成28年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には、他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 平成28年度の供給電力量 (③) には、他電気事業者への販売分は含まない。
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマント監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。